

令和6年第4回臨時大分市教育委員会会議録

1 日時 令和6年8月20日(火) 午前8時30分から午前8時50分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
二番委員 岡田 史絵
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼教育総務課長	安東 英児
学校教育課長	平田 敬二

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子

6 傍聴人 0名

7 議題

(1) 議案

(教議第58号) 損害賠償請求事件に関する和解について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和6年第4回臨時大分市教育委員会を開会いたします。(午前8時30分 開会)

教育長 本日は、古城委員及び廣津留委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

教育長 本日の署名委員を四番委員、五番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第58号「損害賠償請求事件に関する和解について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第58号の議案審議は秘密会とします。

教育長

それでは、教議第58号「損害賠償請求事件に関する和解について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育総務課長

か。

教育長

どうぞ。

学校教育課長

教議第58号「損害賠償請求事件に関する和解について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年7月30日に、本市の小学校に在籍していた児童2名が原告となり、大分市を被告として損害賠償請求が提起された件につきまして和解するため、大分市議会定例会へ議案を提出しようとするものでございます。

本件の概要についてでございますが、原告児童のAにつきましては、平成30年11月1日（木）の授業中、学級担任Dが指導を行っている際、Aが言い訳をし、素直に認めようとしない態度に対して感情的になり、叱責しながらAの上着の前襟を掴んで身体を持ち上げました。その後、Aは席に戻り、授業を再開しましたが、ふざけたりするような態度が、度々見られ、注意に従わないことから、職員室に連れ出そうと前から抱きかかえるようにつかみ、廊下まで引っ張り出しました。

その後、Aは、1ヶ月間不登校となった後、再度登校することができるようになり、不登校等の問題は特段生じておらず、A側から何らの請求もありませんでしたが、Aの主張によりますと、前述の体罰を原因として大人への不信感が強くなり、社会適応が不良な状態が継続し、夜間には度々フラッシュバック症状が生じ、令和2年10月から通院を開始し、令和3年3月に医師から心的外傷後ストレス障害等との診断を受けたとのことでございます。

次に、原告児童のBにつきましては、令和2年6月4日の図工の授業中、水彩道具の筆のキャップは、絵筆を使用すると濡れてキャップ

に入れるのが難しくなるため、学級担任であるEが、児童に対し「不必要であれば前に持ってくるよう」に呼びかけた上で回収し、プラスチック収集箱に廃棄しました。しかし、Bの主張によると、そのキャップはBが気に入っていたものであったため、帰宅後、Bは母親に相談し、キャップを回収した翌日から不登校となりました。

Bの主張によると、その後、Bは、この事件を原因として全体的に怒りっぽくなり、あまり信用していない相手に対しては敵意をむき出しにするような態度を取るようになり、令和2年10月から通院を開始し、令和3年3月に医師から適応障害との診断を受けたものでございます。

令和3年7月30日、原告A及びBから大分市を被告として、損害賠償請求が提起され、訴訟が進行する中、裁判所から和解の提示がなされ、和解条項により和解しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第3回市議会定例会で審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

五番委員

和解条項により和解することについて決定してよいかということでしょうか。

学校教育課長

そうでございます。

教育長

議会に提出し決定いただく必要があります、その前にこの和解条項でよいでしょうかということでございます。和解条項の概要をもう一度説明してもらえますか。

学校教育課長

本市としましては、臨時講師Dによる児童Aに対する指導が国家賠償法上違法なものであったことを認めて謝罪し、本件解決金として20万円の支払い義務があることを認めております。また、学級担任Eによる児童Bに対する指導が心情を傷付ける結果となったことについて遺憾の意を表しております。なお、児童Bが万引き行為に関与した旨の主張に対しては撤回することとしております。

五番委員 令和3年3月に医師から適応障害の診断を受けたということですね。

学校教育課長 そうでございます。

四番委員 福祉機関とのつながりはいかがでしょうか。

学校教育課長 本市の福祉機関と情報共有していた経緯がございます。現在は、由布市に転居しておりますので、以降につきましては把握がございません。

二番委員 現在も通院をしている状況なのでしょうか。

学校教育課長 詳細につきましては把握がございません。

五番委員 Aについては、平成30年に事案発生、令和2年に通院開始、令和3年に診断とのことであり、Bについても令和2年の事案発生、令和3年に診断、そして同じく令和3年に提訴ということですが、その間に学校とはやり取りがあったのでしょうか。

学校教育課長 学校と保護者の間では、複数回やり取りが行われておりましたが、令和3年7月に提訴に至ったものでございます。

五番委員 解決金の20万円は妥当なのでしょうか。

学校教育課長 話し合いの中で決定したものでございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

次長兼 教育総務課長 それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

教育長 以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

次長兼 教育総務課長 8月の定例教育委員会は、8月28日水曜日午後3時から、ここ教育委員室にて開催いたします。また、翌8月29日木曜日の午前中には、JX金属関崎みらい海星館の視察を計画しております。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前8時50分 閉会)